

各 幕 僚 長  
防 衛 施 設 庁 長 官 殿

長官官房長

自衛隊飛行場に係る環境基準の達成について（通知）

標記について、「航空機騒音に係る環境基準について（環境庁告示第154号。48. 12. 27）第2第1項の表の飛行場の区分に、自衛隊及び、米軍が使用する飛行場を下記のとおり当てはめて、当該飛行場の周辺地域における環境基準の維持達成を図ることとされたので、通知する。

記

- 1 飛行場の区分の「第1種空港」に当てはめる飛行場  
厚木、鹿屋、千歳、三沢、松島、入間、浜松、芦屋、築城、新田原、横田、岩国、嘉手納の各飛行場
- 2 飛行場の区分の「第2種空港 B」に当てはめる飛行場  
八戸、下総、百里、岐阜、小松の各飛行場
- 3 飛行場の区分の「第2種空港 A」に当てはめる飛行場  
旭川、札幌、霞の目、立川、宇都宮、霞ヶ浦、明野、目達原、大湊、館山、徳島、小松島、小月、静浜、美保、防府、木更津、普天間の各飛行場